

日 銀 市 第 6 7 号  
2 0 2 5 年 5 月 8 日

日銀ネット利用先  
日銀ネット利用金融機関等 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」の  
一部改正に関する件

日本銀行では、補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却（以下「国債補完供給」といいます。）関係事務における安定的な事務遂行に資する観点から、再売却の申込にかかる事務等を日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行うこととし、これに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2025年6月2日から実施することとしましたので、通知します。

国債補完供給の対象先（「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債売買等関係事務）」（以下「細則（国債売買等関係事務）」）と申します。）に定める「対象先」をいいます。）および決済代行先（細則（国債売買等関係事務）に定める「決済代行先」をいいます。）におかれては、本件改正により、第1編IV.（備考）「EX一方通知電文一覧」に追加する出力帳票（以下「追加帳票」といいます。）について、下表により、日銀ネット端末における入出力グループへの登録の要否をご確認いただき、下表の①に該当する場合には、2025年6月2日以降、速やかに、標記規程第1編IV. 7.（1）イ. にもとづき、入出力グループの登録を行っていただきますよう、お願いいたします。

日銀ネット端末において追加帳票を出力する方法	入出力グループへの登録要否
①特定の入出力グループ（②の特定の入出力グループを除きます。）に、帳票コード単位で出力する場合	要
②業務処理中区分コード（帳票コードの上4桁）「4211」を登録済みである特定の入出力グループがある場合において、当該入出力グループに出力するとき	否
③共用グループに出力する場合	否

以 上

## 「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」中一部改正

- 目次第1編Ⅱ. 1. (8) を横線のとおり改める。

(8) 金利スワップ担保国債管理関係事務…………… 1-2-23

- 第1編Ⅱ. 1. (5) ニ. をホ. とし、ハ. の次に次のニ. を加える。

ニ. 日銀国債売現先（国債補完供給）の売却対象先による日銀ネットを利用した再売却の申込みまたは減額措置に関する願出。

- 第1編Ⅱ. 2. (1) (表1) を横線のとおり改める。

(表1) 利用業務と利用先の関係

利用業務	利 用 先	
略（不変）	略（不変）	略（不変）
略（不変）		略（不変）
国債売買関係事務		日本銀行が国債売買関係事務および国債資金同時受渡関係事務について日銀ネットの利用を承認した店舗が利用先となります。 ただし、国債売買関係事務のうち、売買代金の計算、売買内容の確認ならびに、 <u>買入国債の差替の請求および内容の確認ならびに再売却の申込および減額措置に関する願出</u> については、売買対象先（売却対象先および買入対象先を含みます。以下同じです。）の店舗のみ取扱うことができます。
以下略（不変）		

○ 第1編Ⅱ. 2. (2) (表2) を横線のとおり改める。

(表2) 日銀ネットに関する日本銀行本支店の管轄事務一覧

管 轄 事 務		日 本 銀 行 本 支 店	日本銀行本支店の担当部署	
略 (不変)		略 (不変)		
各 利 用 業 務 に 関 す る 運 営 事 務	略 (不変)			
	国債売買関係事務に関する連絡、指示、入力延長の許可等			売買代金の計算、買入国債の差替および純与信額の計算に関するもの (これらの事務に関する入力延長の許可を含む)
				決済代行先の承認に関するもの
	日銀国債売現先 (国債補完供給) における再売却または減額措置に関するもの (これらの事務に関する入力延長の許可を含む)			
		以下略 (不変)		

○ 第1編IV. (備考) 権限範囲一覧を横線のとおり改める。

権限範囲一覧

	権限範囲名称	コード (業務処理中区分)
システム運営	略 (不変)	
↓		
金融調節等入札連絡		
国債売買	[国債売買] 売渡国債明細 国債売買確認サイン 売渡国債差替請求 売渡国債差替確認サイン <u>再売却・減額措置申込</u>	4 2 1 1
	略 (不変)	
略 (不変)		

○ 第1編IV. (備考) EX一方通知電文一覧を横線のとおり改める。

EX一方通知電文一覧

利用 対象 業務	出力帳票		出力先
	名称	コード(注1)	
業務共通	略(不変)		
↓			
金融調節等入札連絡	略(不変)		
国債 売 買	国債条件付売買期日決済案内	略(不変)	
	↓		
	確認サイン再入力許可通知		
	再売却申込済通知	<u>4211-01300</u>	売買先
	減額措置申込済通知	<u>4211-01400</u>	売買先
	再売却承諾通知	<u>4211-01500</u>	売買先および 決済代行先
	減額措置承諾通知	<u>4211-01600</u>	売買先および 決済代行先
略(不変)			

○ 第1編V. 1. を横線のとおり改める。

1. 通常の運行

略（不変）

（日本銀行本店を日銀ネット主管店とする利用先）

午前

7：30 [センターとの接続処理開始]

略（不変）

（注）略（不変）

[端末操作手順：第3編参照]

∫

略（不変）

∫

午前

10：00 [担保関係事務に関する電文の送信締切]

略（不変）

[国債売買関係事務に関する電文の送信締切]

○ 日本銀行は、国債売買関係事務（減額措置に関する願出）に関する利用先の電文送信を午前10時に締切ります。

∫

略（不変）

∫

午後

3：00 [外国為替円決済制度関係事務に関するコアタイムの終了]

略（不変）

[手形交換尻決済]

略（不変）

[当座勘定取引に関する電文等の送信締切]

○ 日本銀行は、次の利用業務に関する利用先の電文送信を午後3時に締切ります。

・ }  
・ } 略（不変）  
・ }

・ 国債売買関係事務（午後入札の日銀国債売現先（国債補完供給）にかかる元利払対象

銘柄の国債売買確認サインおよび再売却の申込)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> </ul>	略 (不変)

以下略 (不変)

- 第1編V. 3. (2) の表を横線のとおり改める。

利用業務等		日本銀行本支店
略 (不変)		
国債売買関係事務	下記以外	業務局営業業務課営業業務グループ
	再売却・減額措置申込	金融市場局市場調節課調節業務グループ
以下略 (不変)		

- 第1編VI. 2. (8) イ. を横線のとおり改める。

イ. 障害中の対応

障害中、コア機能処理において事務に支障が生じる場合には、当座勘定取引、当座勘定（同時決済口）取引関係事務、金融調節等入札連絡事務、相対型電子貸付関係事務、入札型電子貸付関係事務、担保関係事務（株式会社証券保管振替機構による担保関係事務を除きます。）、国債売買関係事務（日銀国債売現先（国債補完供給）における再売却の申込および減額措置に関する願出事務に限ります。）、国債振替決済関係事務および国債発行関係事務については、各利用業務に関する運営事務を担当する日本銀行本支店から、障害店に対し書面による取引・請求等に移行するよう指示することがあります<sup>(注1)(注2)</sup>。

(注1) 現金受払関係事務（戸田分館）、外国為替円決済制度関係事務、国債売買関係事務（日銀国債売現先（国債補完供給）における再売却の申込および減額措置に関する願出事務を除きます。）、振替社債等資金同時受渡関係事務、国債資金同時受渡関係事務および国債資金同時受渡（香港）関係事務については、書面による請求等に移行することができませんので、障害店は、日本銀行本支店からの指示に従ってください。また、書面による取引・請求等に移行する場合に、日本銀行が当該書面を受け付ける時間帯は、原則として営業日の午前9時から午後5時までの間に限ります。

以下略 (不変)

○ 第1編VI. 2. (8) ロ. を横線のとおり改める。

ロ. 障害復旧時の対応

復旧に関する連絡をセンターおよび各利用業務に関する運営事務を担当する日本銀行本支店に行い、利用の再開についての指示を受けます。そのうえで照会を行い、書面による当座勘定取引、当座勘定（同時決済口）取引関係事務、相対型電子貸付関係事務、入札型電子貸付関係事務、担保関係事務（株式会社証券保管振替機構による担保関係事務を除きます。）、国債売買関係事務（日銀国債売現先（国債補完供給）における再売却の申込および減額措置に関する願出事務に限りです。）、国債発行関係事務または振込請求の日本銀行における入力処理状況を確認したうえで、日銀ネットの利用を再開します。

○ [参考] ○入力・受付時間帯一覧（主管店が日本銀行本店の場合）（16）を横線のとおり改める。

（16）国債売買等関係事務

業務処理区分名	業務処理区分コード	条件	入力時間帯	
			開始時刻 <sup>(注1)</sup>	締切時刻
売渡国債明細	略（不変）			
国債売買確認サイン				
再売却・減額措置申込	421105	再売却申込	午前8:30 <sup>(注4)</sup>	午後3:00
		減額措置申込	(午前7:30)	午前10:00
決済指示（国債）	751201	—	午前8:30 <sup>(注4)</sup> ⑤ (午前7:30)	略（不変）
決済指示（資金）	751301	略（不変）		
略（不変）				

(注1) }  
 (注2) } 略（不変）  
 (注3) }

(注4) 入力にあたっては、日本銀行金融市場局（市場調節課市場調節グループ）への事

前連絡が必要です（利用細則（国債売買等関係事務）第1編IV. 2.（1）イ. または同3.（1）イ. を参照してください。）

（注45）略（不変）